

令和6年第1回

君津市農業委員会議事録

令和6年1月5日（金）

令和6年第1回君津市農業委員会議事録

日 時 令和6年1月5日（金）午後2時00分から午後2時54分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎川正幸

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第1号から議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第7号から議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第12号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

日程第6 議案第13号 地域農業経営基盤強化促進計画（案）について

日程第7 報告第1号から報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第8号から報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第16号 軽微な農地改良に係る届出について

出席委員（14名）

1番	内海孝夫	2番	鮎川正幸
3番	水野徳子	4番	小笠原武男
5番	笹本幸恵	6番	宇野真弘
7番	神子純一	8番	溝口勝美
9番	小泉春水	10番	齊藤昇
11番	重田忠男	12番	長谷川貢

13番 鈴木 隆

14番 石井 和美

欠席委員（なし）

出席した職員

事務局長	永 田	聡
事務局次長	永 篤	一 環
会計年度任用職員	白 石	勇 一
経済環境部農政課企画調整係長	奥 倉	康 裕
経済環境部農政課企画調整係主任主事	杉 山	健 太

◎会長挨拶

会 長 改めまして、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

昨年7月に農業委員のほうで改選になりまして、約6か月が過ぎようとしておりますが、ここまで無事に過ごさせていただきまして、皆さんの御協力があったということで、ありがとうございます。

去年の暮れには、今話がありましたけれども、地域計画ということで各地区の会合が開かれまして、皆さん出席いただきまして、座長ということでいろいろ難しい職を務めていただきまして、ありがとうございました。

できるだけ、この後、小櫃地区のほうで目標地区の素案作成というところまで進んでおりますけれども、それを参考にさせていただいて、また各地区の地域計画の作成を進めていただきたいと思います。

これからいよいよアンケートを取るという形になるんですけれども、そこにはやはり地域に密着している農業委員の方が協力しないと、アンケートの回収率というところが伸びないと思いますので、そこら辺はちょっとお手をかけることになると思いますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

この後、案内が行っていると思いますけれども、来月の総会の後、新年会を計画しております。地域計画については、推進委員の方とかいろいろな方と協力して行っていかなきゃいけない仕事だと思っておりますので、ぜひ懇親を図っていただくという意味で参加していただいて和やかにやっていくような形でお願ひしたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

じゃ、総会のほうに入ります。

◎諸般の報告

会 長 それでは、12月の総会以降の諸般の報告をさせていただきます。

12月12日に清和地区、18日に君津地区、20日に上総地区、22日には小糸地区において地域計画に関する地域での話合いが開催され、各地区の農業委員・農地利用最適化推進委員及び事務局が出席いたしました。皆さん、お疲れさまでした。

12月21日、認定農業者協議会の農業懇談会がオークラアカデミアパークホテルで開催され、私が出席いたしました。

以上でございます。

それでは、総会に入ります。

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は13名ですが、1名、後から遅れてくるというふうに出席がありました。よって、定足数に達しておりますので、令和6年第1回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

1番、内海孝夫委員、14番、石井和美委員の2名をお願いします。

◎議案第1号ないし議案第6号

議 長 日程第3、議案第1号ないし第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

白石会計年度任用職員 それでは、農地法第3条許可申請の説明をさせていただきます。

議案第1号について説明をいたします。

大山野地先の田7筆、面積1,095.58平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は離農したいため、譲受人は農業経営の規模を拡大したいためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在7,115.52平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラックを所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第2号について説明します。

大野台地先の田2筆、面積4,818平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は後継者がいないため、譲受人は農業経営の規模を拡大したいためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在1万7,236平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、田植機、軽トラック、草刈り機等を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

議案第3号について説明いたします。

山本地先の田1筆、面積306平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は体調、年齢を考慮して譲受人に譲渡したい。譲受人は自宅前の農地であり、以前から耕作しているためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在2,633平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

続きまして、議案第4号について説明いたします。

怒田地先の田1筆、面積941平方メートルと隣接する田5筆、面積250平方メートルのうち、譲渡人の持分5分の1を無償譲渡により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は相続をしたが農業経験がないため、譲受人は近隣の農地を所有しており、農業経営の規模拡大ができるためです。

許可基準として、譲受人は現在2万3,718.88平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

続きまして、議案第5号について説明します。

農業に新規参入する一般法人が坂畑地先の隣接する田3筆、面積2,679平方メートルを賃貸借し、ブルーベリーを栽培しようとする内容の申請です。

申請理由として、譲渡人は高齢であり農地の維持管理が大変なため、譲受人は農業に新規参入し経営規模を拡大したいためです。

許可基準ですけれども、農業に新規参入する一般法人が取得できる権利は、使用収益権の

うちの賃貸借権ということになります。本申請の賃貸借権の取得のための要件といたしまして、解除条件付賃貸借契約を締結すること、地域との適切な役割分担を担うことを確約すること、役員または法人が指定した農業経営に責任を持つ農場長などが農業に常時従事することとなっています。

本申請では、解除条件付賃貸借契約書の写しと地域の役割分担を担う旨の確約書が添付され、法人が任命した農園長が農業に150日以上従事する計画書が提出されております。

また、栽培技術については、任命された農園長が木更津市内の農園でブルーベリー栽培の研修を受けており、実践段階でも経験豊富な農園から協力が得られるとのことでした。

農機具は、耕運機、草刈り機、運搬用一輪車を所有予定としており、資格等については問題ないと思われま

す。

議案第6号について説明します。

議案第5号と同様に、農業に新規参入する一般法人が坂畑地先の隣接する田2筆、畑7筆、面積3,658平方メートルを賃貸借し、ブルーベリーを栽培しようとする内容の申請です。

申請理由といたしまして、譲渡人は高齢であり農地の維持管理が大変なため、譲受人は農業に新規参入し経営規模を拡大するためです。

許可基準ですが、農業に新規参入する一般法人が取得できる権利、先ほども申し上げましたけれども、使用収益権のうちの賃貸借権となります。本申請の賃貸借権設定の許可要件は、解除条件付賃貸借契約の締結、地域との適切な役割分担を担うことの確約、役員または法人が指定した農業経営に責任を持つ農場長などが農業に常時従事することとなっています。

本申請では、解除条件付賃貸借契約書の写しと地域の役割分担を担う旨の確約書が添付され、法人が任命した農園長が農業に150日以上従事する計画書が提出されており、要件を満たしております。

また、栽培技術につきましては、任命された農園長が富津市内ほかの農園でブルーベリー栽培を経験しており、実践段階でも経験豊富な市内外の農園から協力が得られるとのことでした。

農機具は、耕運機、運搬車、草刈り機、運搬用一輪車を所有、または所有予定としており、資格等については問題ないと思われま

す。

以上、3条の許可申請の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長 長 それでは、事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第1号について、1番、内海委員からお願いいたします。

内海委員 議案第1号について御説明を申し上げます。

申請内容につきましては、事務局の説明どおりであります。

現地の場所ですけれども、別冊の1ページ目の議案第1号を見ていただきたいと思います。

スマートインターより約1キロ左側であります。左側の道路のすぐそばなんですけれども、議案第1号の申請する用地があります。

譲受人と譲渡人は隣同士であります。しかも農地も隣であり、経営規模拡大ということでございます。農機具については、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラを所有し、乾燥調製につきましては、農協さんをお願いしているということでございました。譲渡人は現在公務員ですけれども、離農したいためということでございました。

特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 続きまして、議案第2号について、6番、宇野委員からお願いいたします。

宇野委員 6番、宇野です。

詳細は事務局の説明のとおりです。

場所は別冊の2ページを御覧ください。

大野台の真ん中を通っている房総スカイラインが真っ直ぐな道になります。その区画整理された田んぼの中の1区画か2区画か、ラインの中に2つ場所があります。

12月28日に現地で譲受人の方とお会いし、お話を伺いました。この場所は、以前事務局に売買の相談を受けた場所で相談を受けた方もいると思います。譲受人の方は近くで花の栽培をメインにお米を作っている方です。

前の所有者の方が急に亡くなった関係で、今回の譲渡人の方が相続する形でこの場所を所有する形になったそうなんですけれども、急に今まで農業をやっていないくて、農地を相続で取得しても、どうすることもできないために売買を考えて、買ってくれる方を探していたところ、今回の譲受人の方と話がついて今回の話に至ったそうです。

特に問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長 続きまして、議案第3号について、10番、齊藤委員からお願いいたします。

齊藤委員 では、第3号議案を報告いたします。

第3号議案の説明は先ほど事務局より説明があったとおりでございます。

現地の説明ですけれども、別紙の3ページを御覧ください。

小櫃駅から木更津方面に向かいますと、次に下郡駅というところがあります。その隣に旧道鴨川線とでも申しましょうか、その国道が走っています。地図から見ますと、下郡駅の手前300メートルぐらい、山本地区というところになりますけれども、東方向に200メートルぐらい行ったところが現地となります。現地の近くに目立つような印はないんですけれども、方向的にこの辺ということで把握してもらいたいと思います。

そして、先月の12月30日です。譲受人と現場を案内してもらい立会い、そして現地の確認をしてきました。現地の確認ですけれども、きれいに耕作されていました。話によりますと、十数年前、譲受人の親の代より借りて耕作をしていたということです。そして、家の本当にすぐ近くの土地でもありました。ぜひ譲ってほしいという気持ちがあったそうです。

そして、同じ日に譲渡人と話をしました。説明どおり年齢、体調のことを考えて、譲受人に譲渡したいということをおっしゃっていました。

そして、以上のことを、お互いの話を聞いて考慮しますと、所有権移転の不許可の要因はないと思いました。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長 続きまして、議案第4号について、12番、長谷川委員からお願いします。

長谷川委員 長谷川でございます。

先月やりました譲受人が同じ人なんですけれども、やはり相続をしたんですけれども、農業経験がないということで、耕作していないということで、近くの方がやってくれるということで無償譲渡ということになりました。

現地は、この前の隣の大日堂のすぐ前になります。1筆についてはこの前の隣にあって、ここの小さい50平米のほうにつきましては、5人の持ち物でもって田んぼの進入路が何か共有になったということなんですよね。ほかに田んぼが5枚あるんですけれども、進入路が全部別々にあるということで土地改良をやったときに何か変な換地をしたらしくて、進入路だけが共有のものになっているということです。譲渡人の持分だけを譲渡するということになっております。

譲受人については、前回も報告したとおりでございます。4人で耕作しております。それで十分やっていけるというようなことを聞いております。土地改良の用水等については確認済みで参加しているということで、今回の要件は特に問題はないと思われまふ。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 続きまして、議案第5号ないし第6号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員 14番、石井です。

先ほど事務局から説明があったとおりでございます。議案の第5号、第6号については、近隣ということで、12月24日、代理人の方と一緒に現地のほうを確認いたしました。

いずれのところも一昨年解散されました藤林土地改良区の用水で田んぼを作っていたわけですけれども、一昨年解散いたしましたので、こういう変更、ブルーベリーという形で変更して植栽するというところでございます。

現地につきましては、亀山コミュニティセンター、コミセンの近くなんですね。ここで、第6号議案も第5号議案も隣接している地区でございます。ここの右左の両方とも藤林土地改良区からの水揚げでやっていたけれども、解散したということです。

いずれについても、近隣に対しての迷惑とか治水とか排水等の問題はないと思われま。よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第7号ないし議案第11号

議長 日程第4、議案第7号ないし第11号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永島次長 議案第7号について御説明いたします。

議案書の3ページを御覧ください。

大山野地先の田1筆、面積1,180平米を所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は市街化調整区域で、農地区分は第2種農地相当となります。

太陽光パネル162枚を設置します。敷地は整地のみで造成は行いません。用水は該当なしで、排水は雨水のみで自然浸透式とし、汚水雑排水は該当ありません。

工事中は住宅も近く、道路も生活道なので騒音等十分注意を払います。パネルの配置や角度等を考慮して周辺への影響を抑える計画となっております。発電施設周囲の安全に配慮し、周辺にフェンスを設置いたします。配線工事についても、絶縁パイプに入れて埋設します。

議案第8号について御説明いたします。

大井地先の田1筆、1,126平方メートルのうち686平方メートルを使用貸借により、令和7年1月31日まで農業用駐車場へ一時転用します。申請地は都市計画区域外で、農地区分は第1種農地相当の農振農用地となります。本来、第1種農地では転用が認められませんが、施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号のイの仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要

と認められることに該当すると考えられます。

譲受人は、観光イチゴ園を主体とした農業経営を行う認定農業者で、ハウスを新規増設するなど積極的な規模拡大を図っており、駐車場不足から混雑が見込まれることから申請に至りました。

造成は購入土により埋立てし、砕石を敷きならし整地を行います。用水は使用せず、雨水排水は既存の排水路に接続します。工事中は立入禁止柵を設置し、重機等使用時には安全管理者を置きます。土砂等の流出に注意を払います。

議案第9号について御説明いたします。

西栗倉地先の田2筆、面積217平方メートルを使用貸借により店舗兼住宅へ転用します。申請地は市街化調整区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

この場所には住宅がありましたが、火災により焼失したため、建て替えを行うことになりました。埋立て、整地等を行いません。用水は公共水道を利用します。汚水排水は合併浄化槽で処理し、雨水排水と同様に北側側溝に放流します。工事をするに当たり、安全を確保するため進入防止柵及びカラーコーン等を設置します。農業用水、施設、日照、通風への影響、土砂流出など農業に影響がないよう努めます。

議案第10号ないし議案第11号につきまして、申請者が同じで目的も同じでありますので、一括して御説明いたします。

議案書の4ページを御覧ください。

西猪原地先、田1筆、760平方メートルと、同じく田3筆、計1,076平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用し、それぞれ太陽光パネル148枚、180枚を設置します。申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

埋め立て等を行わず、整地のみ実施いたします。用水は使用せず、雨水は自然浸透式とします。排水はありません。工事中は安全に注意を図り、施工後はフェンスで囲い、人が入れないようにいたします。施設の影については、全て敷地内に収まるように設計し、通風はパネル下50センチ以上を空け十分確保いたします。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第7号について、1番、内海委員からお願いいたします。

内海委員 議案第7号につきまして説明いたします。

申請内容につきましては、事務局の説明どおりであります。

申請場所は、別冊の1ページ目を見ていただきたいと思います。

スマートインターの手前を左方向に進みまして、山の手フラワーヒルの手前、龍善寺のほうに入ったところでございます。そうですね、龍善寺のちょっと手前になります。それで、去年までこの申請地につきましては私が耕作しておりました。

それから、あと隣接農地につきましては、内容を説明してあります。2軒ありまして、本人に直接会いまして説明をしてあります。それで、所有者につきましては、高齢で管理ができないということでございます。

特に問題ないと思われまして、よろしく願いいたします。

議 長 続きまして、議案第8号について、5番、笹本委員からお願いします。

笹本委員 5番、笹本です。

第8号議案について御報告します。

詳細はただいま事務局から説明のあったとおりです。

場所ですが、別冊6ページを御覧ください。

紙面真ん中辺りに中村橋があります。その上を上から右方向に県道92号線があります。中村橋前から右方向に100メートルくらい行ったところを右折し、50メートルくらい入ったところ左側に申請場所があります。

申請地はきれいに草刈り等がされており、転用予定の場所が分かりやすいように、くいが打たれている状態でした。

令和5年12月23日、午前11時30分頃代理人の方とお会いし、現地の確認と聞き取り調査をいたしました。譲受人はイチゴ農園を経営しており、昨年コロナが減少してきたこともあり、来園客数もかなり増加しました。多いときには現在ある駐車場では足りなく、路上駐車をしている車があつたりして、近隣の方に迷惑がかかったりしたこともあったそうです。

加えて、92号線を挟んだ反対側にも地元イチゴ農園があつて、シーズン中は道路が大変渋滞します。そういうこともあり、今回現在ある駐車場のすぐそばに一時的に駐車場を造りたいとのことでした。

隣地の方の承諾もいただいていますし、譲渡人と譲受人が親子関係なことから、特に問題ないと思われまして、よろしく御審議お願いいたします。

以上です。

議 長 続きまして、議案第9号ないし第11号について、8番、溝口委員からお願いしま

す。

溝口委員 8番の溝口です。

議案第9号について説明します。

内容については、事務局の説明のとおりでございます。

申請場所は、別冊の7ページを御覧ください。

旧秋元小学校、清和行政センター、清和行政センターが高台にあって、その下のところが申請地となります。

12月21日、9時に譲受人と譲渡人、両名と会いました。両名は親子です。

実は、この場所は前から店舗兼住宅がありました。私が小さい頃は駄菓子屋さんだったので、よく買いに行った記憶があります。先ほど事務局から説明のとおり、5月12日に火災がありまして、朝の8時頃から12時頃まで全焼でございました。

再建、建築を考えて、これを機にせがれの名義で進めたいということで進めたんですけれども、この土地が畑で、自分では今まで違法ということを全く気がつかなかったようです。何年も前から建っており、普通の宅地になっているつもりでいたそうです。今回の申請で初めて畑であるということに気がつきまして、今回の申請になりました。

店舗兼住宅なんですけれども、隣がお父さんが住むお住まいで、せがれさんたちが住んで店舗は美容室をするそうです。今までも住宅が建ってしまして、給水排水も特に問題ないと思われまます。

それと、近隣の田などには全く影響のない場所に建てられます。特に問題がないと思えますものですから、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、10号議案、11号議案です。

内容については、事務局の説明のとおりでございます。

申請の場所は、11月のときにも同じ場所でやったんですけれども、清和行政センターから東のほうへ900メートルぐらい先が申請地となります。

11月のときは、この場所は非常にイノシシが出て水田等には向かない田んぼだということで説明した記憶がございますけれども、10号議案が3筆の1,076平方メートル、11号議案が1筆の760平方メートルで、ともに譲受人、渡し人が同一の場所でございます。ただ他人の物件が入って、それとパネルの枚数が違うということで、2つの申請になったということをお話ししておりました。

それと、譲渡人に対しては、これ9月のときに一回申請をしたんですけれども、金額が合

わないということで、ちょっと流れたことがございまして、今回申請、譲渡人に確認しましたら、今回は大丈夫だということで、進めるようにしてくださいということで確認を取らせていただきました。

先ほども言いましたですけれども、譲渡人は去年まで水稻をやっておりました。栽培して収穫の間にイノシシが出てきて、イノシシが田んぼをもうめっちゃめっちゃにしまして、収穫ができなかったという現状であります。この場所一帯が、いろんな人がもう太陽光にしているような状態で、自分ももう太陽光しか活用ができないんじゃないかということで、今回譲受人のほうにお願いしたような形になったそうです。

ほかの近隣の農地に対しては、特に問題はないと思います。よく説明もして、いろいろ聞きましたですけれども、説明もよくしてあるところございまして、何の問題もないと思います。

御審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

鈴木委員。

鈴木委員 13番、鈴木でございます。

形式的なことなんですけれども、間違いないですかね。この申請番号と議案番号の違いですね。それと、申請番号9番の畑が2筆とありますけれども、下のほうでは、畑1、ほか1となっていますけれども、これはどういう意味ですか。

永嶋次長 9番の畑1、ほか1につきましては、申し訳ございません。誤植でございます。

「畑2、合計217」が正でございます。「他1筆、115」については誤りであります。申し訳ございません。

申請番号と議案番号の違いと申しましては、こちらも誤植でございます。本来は「議案番号」となるべきところが「申請番号」となっておりました。申し訳ございませんでした。

議 長 ということです。よろしいですか。

ほかに御質問、御意見ございますか。

(発言する者なし)

議 長 それでは、採決に移ります。

議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続いて、議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続いて、議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第12号

議長 長 日程第5、議案第12号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永寫次長 議案第12号について御説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

台風被害による敷地内整備及び樹木の撤去等が想定より多大な費用がかかり、資金計画の変更を余儀なくされたことから、計画変更の申請でございます。

以上です。

議長 長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので採決いたします。

議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第13号

議長 日程第6、議案第13号 地域農業経営基盤強化促進計画（案）についてを議題といたします。

それでは、経済環境部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済環境部農政課企画調整係長 農政課の奥倉です。

議案第13号について御説明いたします。

資料は、本日お配りさせていただきましたA4縦の別紙の地域農業経営基盤強化促進計画（案）と左上にホチキス留めしている縦のものでお願いいたします。

本議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（案）について、農業委員会に御審議をお願いするものでございます。

1、計画の策定範囲及び策定区域でございます。

地域農業経営基盤強化促進計画は、今まで参加いただいた地域計画を指すものであり、今般、小櫃地区では、小櫃1と小櫃2の2つに範囲を分け、地域計画の案を作成いたしました。各小櫃1と小櫃2の字の範囲は、記載のとおりでございます。

次に、2、小櫃地区における地域計画策定の取組の経過及び（予定）を御説明いたします。

これまでの小櫃地区における地域計画策定の取組の経過は、令和5年7月30日に地区説明会を実施、令和5年8月に農地所有者、担い手へのアンケート調査を実施しました。

その後結果を取りまとめまして、11月10日と24日に地域の担い手の方をはじめとした協議の場を2度実施し、地域計画の内容及び目標地図に位置づける方などについて話し合いを行い、同日、11月24日の第2回の協議の場をもって協議を終了しております。

令和6年1月以降の予定は、記載のとおりでございます。

最後に、3、計画の概要でございます。

このたびの地域計画（案）については、こちらの資料でいうと3ページ以降に本編の記載

がございますが、1 ページ目には、概要だけ記載させていただいております。

昨年の11月に実施した協議の結果及び12月に農業委員会からご提出していただいた目標地図の素案から作成しております。

(1) 対象となる農地面積は、小櫃1では426万1,200平方メートル、対象筆数6,066筆、小櫃2では373万7,600平方メートル、筆数5,536筆でございます。

(2) の目標地図に位置づける農業を担う者の人数としましては、小櫃1では256名、小櫃2では247名を位置づけました。

その他の概要につきましては、資料に記載のとおりでございます。

先ほど申し上げましたとおり、実際の地域計画につきましては、小櫃1が3ページから9ページです。小櫃2は11ページから17ページに記載しております。

内容につきましては、先ほど御説明したとおり、地域での話合いのことと、あと農業委員会のほうで御審議いただいた作成いただいた目標地図素案のとおりでございます。

議案第13号に関する説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの農政課の説明につきまして、何か意見、質問がございましたら挙手をお願いします。

宇野委員 6番、宇野です。

今回の対象農地面積で漏れたというか、対象に入っていない農地もあるんですか。それとも全てが入ってこの面積ですか。

奥倉経済環境部農政課企画調整係長 お答えします。

これは、小櫃地区の全農地ということで集計しております。

以上です。

宇野委員 はい、分かりました。

議長 ほかに何か御質問、御意見ございますか。

(発言する者なし)

議長 それでは、今出ました本議案に対する意見につきましては、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、市に対して提出いたします。

◎報告第1号ないし報告第16号

議長 それでは、日程第7、報告第1号ないし第6号 農地法第3条の3第1項の規定に

よる届出について、報告第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告第8号ないし第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告第16号 軽微な農地改良に係る届出については、事務局長専決による書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第16号について、質問、意見等がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がないようですので、報告第1号ないし第16号を終わります。

◎閉 会

議長 これをもちまして、令和6年第1回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたします。

以上で閉会といたします。

なお、次回の農業委員会総会は、令和6年2月5日月曜日、市役所5階大会議室にて開催する予定であります。よろしくお願いいたします。

(午後2時54分)